

令和4年第3回竜王町議会定例会（第1号）

令和4年9月2日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第43号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第44号 竜王町福祉医療費助成条例および竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第45号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第46号 令和4年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議第47号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第 8 議第48号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第49号 令和4年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第50号 令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第51号 令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第52号 令和3年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第53号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第54号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第55号 令和3年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第56号 令和3年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第57号 令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第18 議第58号 令和3年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第19 議第59号 令和3年度竜王町下水道事業会計決算認定について
- 日程第20 議第60号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 議第61号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 報第2号 令和3年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第23 報第3号 令和3年度竜王町資金不足比率について
- 日程第24 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	澤田満夫	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	磯部俊男
9番	小西久次	10番	森島芳男
11番	岡山富男	12番	貴多正幸

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
----	------	----	--------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
竜王町代表監査委員	吉田定男	竜王町監査委員	鎌田勝治
副町長	杼木栄司	総務主監	凶司明德
住民福祉主監兼 住民課長	川嶋正明	産業建設主監兼 農業振興課長	井口清幸
会計管理者	寺本育美	総務課長	寺嶋要
未来創造課長	谷大太	中心核整備課長	森徳男
税務課長	中島孝之	生活安全課長	富田尚弘
福祉課長	中原江理	健康推進課長	西村忠晃
自立支援課長	野村博嗣	商工観光課長	岩田宏之
上下水道課長	森岡道友	教育次長兼 生涯学習課長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	岡崎吉隆

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	小森久美子	書記	井村奈緒美
--------	-------	----	-------

開会 午後1時00分

**○議長（貴多正幸）** 皆さん、こんにちは。本来ですと、開会に先立ちまして、町民憲章の唱和をするところですが、新型コロナウイルス感染症対策の関係で割愛させていただきます。

ただいまの出席議員数は12人であります。よって、定足数に達していますので、これより令和4年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。令和4年竜王町議会第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき厚く御礼を申し上げます。

8月後半、町内では早生米の刈り取りが始まりましたが、台風シーズンの到来、猛烈な勢力まで発達した台風11号の北上が懸念されております。また、新型コロナウイルス感染症の8月感染状況につきましては、新規陽性者の数がこれまでの過去最多を更新し、特に10代から30代など若い世代を中心に感染者が高止まりをしている状況でございます。我が町におきましても同様でございまして、改めて基本的な感染対策の徹底を図ることに加え、政府が予定しておりますオミクロン株対応のワクチン接種に向け、万全の準備を進めてまいります。

去る7月には、竜王町地域おこし協力隊に義本健太氏が就任され、ドイツで培われた経験を活かし、ビール作りを通じた6次産業化の推進や地域活性化に寄与していただけることとなっております。また、滋賀県広報協会が主催する「令和3年滋賀県広報コンクール」におきまして、広報りゅうおうが知事賞及び協会長賞を受賞いたしました。このように、多様な人材が町の発展に貢献することができ、町の魅力発信に力を入れて取り組むことが非常に重要だと感じておりますので、議員の皆様におかれましても、御理解・御協力のほどをお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（貴多正幸）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いい

たします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（貴多正幸） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番 橘せつ子議員、6番 尾川幸左衛門議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（貴多正幸） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月27日までの26日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月2日から9月27日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第43号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第44号 竜王町福祉医療費助成条例および竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第45号 竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第46号 令和4年度竜王町一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議第47号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第 8 議第48号 令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）

**日程第 9 議第 49号 令和4年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）**

**日程第10 議第50号 令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

**日程第11 議第51号 令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）**

○議長（貴多正幸） 日程第3 議第43号、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から日程第11 議第51号、令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）までの9議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました、議第43号から議第51号までの各議案について、提案理由を申し上げます。

議第43号、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、人事院からの意見の申出を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されました。このことを受け、人事院規則が改正され、令和4年10月1日から施行されることから、本町においても権衡を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第44号、竜王町福祉医療費助成条例および竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、福祉医療費助成制度等の見直しにより、市町福祉医療費助成条例準則及び市町老人福祉医療費助成条例準則が改正され、対象者の定義、転入者に係る助成の始期等について改められたことから、関係する条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第45号、竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、竜王西小学校区に新たに学童保育所を設置するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第46号、令和4年度竜王町一般会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が、71億2,014万5,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ2億20万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,034万9,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としまして、歳出予算におきましては、経年劣化対応及びバリアフリー化のための総合庁舎便所改修工事に要する経費、旧医科診療所の解

体等工事に要する経費、さらに、新型コロナウイルス感染症に対する施策として、5回目のワクチン接種実施に係る経費及びコロナ禍における燃油等の高騰に対する農業者支援について増額するものでございます。

歳入予算におきましては、ワクチン接種の財源として国庫支出金、また、庁舎の便所改修工事及び医科診療所の解体等工事に対する町債を増額するとともに、前年度繰越金を増額するものでございます。

繰越明許費補正につきましては、庁舎の便所改修工事が年度末までに完了しない見込みであることから追加するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、今年度、次年度以降の事業実施の進められるよう追加するものでございます。

地方債補正につきましては、事業実施の財源として追加及び変更するものでございます。

次に、議第47号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が13億3,440万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,460万1,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、国保連合会が実施するシステム改修に要する負担金及び保険給付費等交付金の額の確定により返還金を増額するとともに、歳入予算におきまして、国保連合会への負担金に対する特別交付金及び返還金に対する普通交付金剰余金を増額するものでございます。

債務負担行為につきましては、各健診について次年度に事業が円滑に進められるよう設定するものでございます。

次に、議第48号、令和4年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、歯科におきまして、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が4,790万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ76万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,866万6,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歯科診療所の施設整備工事費を増額するとともに、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、議第49号、令和4年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が6,160万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ176万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,336万3,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、令和3年度決算に伴い繰越金が確定したことから、所要の補正を行うものでございます。

次に、議第50号、令和4年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が10億350万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ5,192万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,542万3,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、令和3年度決算に伴う介護給付費準備基金積立金及び介護給付費負担金、地域支援事業等負担金の償還額が確定したことによる償還金を増額するものでございます。

歳入予算におきましては、前年度繰越金を増額するもの等でございます。

次に、議第51号、令和4年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、令和4年度竜王町下水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出の既決予定額5億1,227万4,000円に、今回30万円を増額し、5億1,257万4,000円とさせていただきたいものでございます。

また、第4条で定めました資本的支出の既決予定額3億8,536万8,000円に、今回48万円を増額し、3億8,584万8,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしまして、収益的支出につきましては、営業費用の管渠費のうち、材料費につきまして30万円増額いたしたいものでございます。資本的支出につきましては、建設改良費の管渠築造費のうち、工事請負費につきまして、マンホールポンプ取替工事費48万円を増額いたしたいものでございます。

以上、議第43号から議第51号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第46号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（貴多正幸） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋 要） ただいま町長から、議第46号、令和4年度竜王町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明があったところでございます。



が、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料17ページの令和4年度9月補正予算概要により説明させていただきます。

主な歳出から説明いたします。

庁内ネットワーク再構築整備監理業務委託料419万1,000円及び庁内ネットワーク再構築整備業務委託料3,724万9,000円の増額は、耐用年数を超過した庁内ネットワークについて、竜王町DX推進計画に基づき、サーバーの大容量化及びテレワーク、仮想ブラウザ等の導入を含めた再構築整備を行うことから増額するものでございます。

次に、総合庁舎便所（西側）改修工事監理業務委託料238万7,000円及び総合庁舎便所（西側）改修工事4,999万7,000円の増額は、総合庁舎西側の1階から3階の便所について、経年劣化対応、バリアフリー化等を目的とした改修工事を行うことから増額するものでございます。

次に、交流・文教ゾーン配水管布設設計業務委託料998万8,000円の増額は、中心核整備に伴い、綾戸地先のコンビニエンスストアから図書館までの配水管新設に係る実施設計業務を委託するため増額するものでございます。

次に、物件補償費1,739万7,000円の増額は、中心核整備に係る綾戸地先S字道路の新設に伴い、既設建物等を除却する必要があり、所有者に対して補償を行うことから増額するものでございます。

次に、補装具扶助費210万円の増額は、座位保持装置、車椅子等の補装具について、現時点で予算額に近い申請等が既があり、今後も申請が予想されることから、不足見込み分を増額するものでございます。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金400万円の増額は、令和4年6月定例会においてお認めをいただきました当該給付金について、課税状況が確定し、対象者を抽出した結果、該当となる世帯が想定数を上回り予算が不足することから増額するものでございます。

次に、予備費（新型コロナウイルスワクチン接種事業）といたしましては、オミクロン株対応ワクチンの接種を10月から開始する予定であるため、実施に係る委託料等の経費を増額するとともに、令和3年度事業費の確定により補助金を返還することとなったことから増額するものでございます。

次のページに移っていただきまして、ヒトパピローマウイルス予防接種費用助成金140万7,000円の増額は、子宮頸がん予防ワクチン積極的勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃し、かつ、自己負担を支払い任意で接種をした者

に対し、助成を行うことから増額するものでございます。

次に、清掃費（消耗品費）79万1,000円の増額は、各ごみ集積所に設置するアルミ缶、スチール缶及び紙パック回収袋について、4月から当初の想定以上に交換する必要が生じており、在庫が不足することから増額するものでございます。

次に、旧医科診療所解体等工事監理業務委託料230万円及び旧医科診療所解体等工事3,500万円の増額は、あえんぼクリニックの開所に伴い用途廃止した診療所を解体するとともに、隣接している排水路の付替えを行うことから増額するものでございます。

次に、農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金1,150万円の増額は、燃油等の高騰により影響を受ける農業者の経営及び農業生産の安定化を図るため、米、麦、野菜等を生産及び販売する農業者に対し、県による補助及び町独自補助を行うことから増額するものでございます。

次に、土地改良事業費60万円の増額は、山面工業団地外周の水路に泥が堆積しており、これにより隣接する農道に埋設されている農業用水送水管の空気弁が正常に機能していないことから、水路の浚渫を行うため増額するものでございます。

次に、学校管理費といたしまして、竜王小学校分55万7,000円の増額は、校舎で雨漏れが発生しており屋上の修繕を行うことから増額し、竜王西小学校分47万7,000円の増額は、体育館の屋根瓦が破損し雨漏れが発生しており、修繕を行うことから増額するものでございます。

続いて歳入補正予算でございますが、17ページの主な歳入から説明いたします。

国庫支出金について、障害者自立支援給付費負担金105万円の増額は、補装具扶助費の2分の1について、国が負担することによる増額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,084万5,000円の増額は、ワクチン接種委託料等の実施に係る経費を全額国が負担することによる増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金654万4,000円の増額は、ワクチン接種体制の確保に係る経費を全額国が補助することによる増額、過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金286万5,000円の増額は、令和3年度のワクチン接種の実施に要した経費について追加で交付されることとなったことによる増額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費

補助金400万円の増額は、当該給付金の給付について全額国が補助することにより増額するものでございます。

次に、県支出金について、障害者自立支援給付費負担金52万5,000円の増額は、補装具扶助費の4分の1について県が負担することによる増額、農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金790万円の増額は、農業者に対して行う燃油等高騰対策の県補助分として増額するものでございます。

次に、町債について、庁舎維持修繕事業債4,710万円の増額は、庁舎便所改修工事の財源とすることによる増額、診療所整備事業債3,350万円の増額は、旧医科診療所解体等工事の財源とするため増額するものでございます。

次に、その他といたしまして、新型コロナウイルス感染症に対する施策の財源として、財政調整基金繰入金を360万円増額し、今回の補正に伴う一般財源所要額8,186万4,000円について、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

次に、18ページの繰越明許費補正（追加）について御説明いたします。

総合庁舎維持修繕事業につきましては、庁舎便所改修工事について年度末までに完了できない見込みであることから追加するものでございます。

次に、債務負担行為補正（追加）でございますが、情報セキュリティ強化対策整備業務につきましては、庁内ネットワーク再構築整備に当たり、後年度の保守等を含めて一括で発注したいことから追加するものでございます。

広報りゅうおう印刷業務につきましては、円滑な事業の実施を図るため、また、効率的かつ効果的な業務実施のため複数年にわたり契約することから追加するものでございます。

次に、がん検診等の住民健診業務につきましては、次年度に事業が円滑に進められるよう、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから、それぞれ追加するものでございます。

次に、国営日野川土地改良事業負担金につきましては、平成25年度に債務負担行為を設定した国営日野川土地改良事業に係る負担金について、当該負担金を令和5年度に一括償還することから、令和4年度中に償還に係る手続を行う必要があります。かつ、当時設定した債務負担行為の額と一括償還額との差が生じたことから追加するものでございます。

最後に、地方債補正（追加及び変更）でございますが、先ほど歳入において説明いたしましたとおり、事業実施の財源とするため追加及び増額の変更を行うも

のでございます。

以上、令和4年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第12 議第52号 令和3年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第53号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第54号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第55号 令和3年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第56号 令和3年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第57号 令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（貴多正幸） 次に、日程第12 議第52号、令和3年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17 議第57号、令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第52号から議第57号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第52号、令和3年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、議第53号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、議第54号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、議第55号、令和3年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第56号、令和3年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第57号、令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第52号から議第57号までの各議案につきまして提案理由を申し上げ

げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 寺本会計管理者。

**○会計管理者（寺本育美）** ただいま、町長から提案理由の説明がありました議第52号から議第57号までの各議案につきましては、令和3年度の一般会計及び各特別会計のそれぞれの決算について、地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条、並びに同法施行規則第16条及び第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして御説明申し上げます。

お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心に御説明申し上げます。

まず、議第52号、令和3年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

一般会計の決算額は、歳入総額が71億4,379万1,952円、歳出総額が66億8,726万2,044円となりました。歳入歳出差引額は4億5,652万9,908円となり、このうち、翌年度に繰り越した事業に要する財源6,588万4,000円を差し引きますと、実質収支額は3億9,064万5,908円の黒字となります。ここから令和2年度の実質収支額1億7,887万4,129円を差し引きますと、単年度収支額は2億1,177万1,779円の黒字となります。

さらに、単年度収支額に、財政調整基金への積立金2億2,047万4,493円を加えた実質単年度収支額は、4億3,224万6,272円の黒字となりました。

次に、決算報告書の146ページからを御覧いただきたいと思っております。

令和3年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別並びに性質別決算状況等について、151ページまでにわたり記載しております。金額については千円単位でございます。

まず、146ページの歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が59.4%、依存財源が40.6%となっており、前年度と比較しますと、自主財源の割合が8.0ポイントの増となっております。歳入総額では、前年度に比べて13億4,397万8,000円の減となり、率にして15.8%の減となりました。

前年度と比較して大きく変動のあった科目や特色あるものについてその要因等を見てみますと、自主財源のうち増減額の最も大きかった繰入金については、決算額が2億3,761万1,000円となり、前年度と比較しますと、率にして25.3%減少となりました。

主な要因は、未来につなぐふるさと交産基金については前年度と同程度の繰入れを行ったものの、令和2年度には繰上償還のために減債基金の繰入れを行ったことによるものです。

次に、依存財源のうち、国庫支出金が歳入全体においても最も増減額が大きく、10億712万7,000円の減となりましたが、主な要因は、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症関連の補助金等はあったものの、前年度においては、特別定額給付金給付事業費補助金が約12億円あったことによるものです。

また、町債においては5億3,600万3,000円の減となりました。町債の額については、普通建設事業の実施の影響を大きく受けますが、令和2年度においては、借入額の最も大きいもので町防災行政情報システム整備に伴う4億円の借入れを行いました。令和3年度においては同規模の普通建設事業がなかったことによるものです。

次に、増額となったものでは、地方交付税の決算額が2億4,337万1,000円、前年度と比較して2億910万2,000円の増となりましたが、これは、普通交付税について4年ぶりに交付対象となり、1億6,371万円の交付を受けたことによるものです。

なお、自主財源のうち、歳入全体の48.3%を占める町税につきましては、前年度と比較しますと0.8%の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準には至らない状況となりました。

以上のように、町財政においても新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中ではありますが、活用できる財源を最大限に確保し、「明るく元気で活力あふれる強いまち」、「次世代に誇れるまち」づくりを柱とし、第六次竜王町総合計画で定めた10年後のあるべき姿「若者も暮らしたい希望かなえる輝竜の郷～心弾む 新時代へのチャレンジ～」の実現に向け、重点施策プロジェクトに位置づけた事業を中心に実施しました。

次に、148ページから説明をさせていただきます。

歳出総額は、前年度に比べて16億211万2,000円の減、率にして19.3%減少となりました。歳出の構成比を目的別に見てみますと、構成比の大きい

順に、民生費が27.1%、次に総務費が15.9%、続いて教育費が11.1%、土木費が10.5%となっております。この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて説明を申し上げます。金額については、引き続き千円単位でございます。

総務費につきましては、前年度と比較して11億889万5,000円、率にして51.0%減少しておりますが、これは、有線放送の設備除却経費による増があったものの、前年度に実施した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である特別定額給付金事業、約12億円の影響によるものでございます。

次に、消防費につきましては、前年度と比較して4億7,835万7,000円、率にして65.4%減少しておりますが、これは、町防災行政情報システム整備工事の完了等によるものでございます。

続きまして、諸支出金につきましては、前年度と比較して2億8,009万2,000円、率にして115.7%の増となっておりますが、これは、財政調整基金に約2億2,000万円、減債基金に約7,000万円の積立てを行ったことによるものです。

次に、150ページの性質別の構成比で見ますと、義務的経費では、人件費が22.0%、扶助費が16.6%、公債費が6.0%となっております。また、投資的経費では、普通建設事業費が6.1%となり、その他の経費については、構成比の大きいものでは、補助費等が18.8%、物件費が16.8%となっております。

この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて説明を申し上げます。

投資的経費の構成比は6.1%で、前年度から8.6ポイント減少し、決算額は、前年度と比較して8億588万円、率にして66.3%の減となりました。これは、令和3年度においては、普通建設事業費において国民スポーツ大会の開催に伴う総合運動公園ボルダリング施設整備工事の増約1億2,000万円があったものの、町防災行政情報システム整備工事の完了、竜王大橋耐震補強工事の完了、総合運動公園施設の冷温水発生機の更新工事の完了による減等が影響したことによるものです。

また、その他の経費のうち補助費等について、構成比では前年度から10.6ポイント減少し、決算額は前年度と比較して11億7,861万8,000円、率にして48.4%の減となりました。これは、令和3年度においては、地方創生テレワーク交付金の増約9,000万円があったものの、新型コロナウイルス

感染症緊急経済対策である特別定額給付金事業の完了による減等が影響したことによるものです。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は、決算報告書の3ページから8ページに款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。歳出につきましては、決算報告書の9ページから145ページにわたり各所管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表を併せて列記しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。説明は省略させていただきます。

また、決算書の143ページから146ページには、公有財産の土地及び建物の令和3年度中の増減並びに年度末現在高を、147ページからは、山林、物権、出資による権利の状況を、さらに、148ページから149ページには、50万円以上の重要物品を、150ページから152ページには基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

なお、土地開発基金及び用品等調達基金のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、併せて御参照いただきますようよろしくようお願いいたします。

以上、一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第53号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の152ページを御覧いただきたいと思っております。

令和3年度における竜王町国民健康保険の被保険者数については、前年度に比べ0.5%の増加となりました。被保険者数等の異動状況としましては、大きな制度改正もなかったことから、おおむね平年並みの異動件数となりました。

竜王町の居住者全体から見た竜王町国民健康保険への加入割合では、世帯数は31.2%、被保険者数は19.7%となっています。国保の加入世帯数及び被保険者数等の詳細につきましては、決算報告書の152ページに記載のとおりでございます。

決算収支の状況は、歳入総額が11億6,916万6,807円、歳出総額が11億5,663万4,080円で、歳入歳出差引額は1,253万2,727円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、決算書157ページ、款5の国民健康保険税が2億2,105万8,144円、159ページ、款25の県支出金が8億6,



424万6,083円、160ページ、款40の繰入金が6,806万435円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、165ページ、款10の保険給付費が8億3,089万1,291円、167ページ、款17の国民健康保険事業費納付金が2億8,054万3,342円、国保の財政運営主体である県への納付金です。

次に168ページ、款25の保健事業費が1,202万2,426円で、主な支出は特定健康診査の実施に伴う経費や人間ドック検診の補助金などです。

170ページ、款40の諸支出金が2,199万9,026円で、主なものといたしましては、前年度の保険給付費等交付金精算による返還金及び医科診療所の移転整備に伴う施設勘定(医科)への繰出金でございます。

決算書173ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計(事業勘定)の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第54号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は160ページからでございます。

まず、医科診療所でございますが、令和3年度は、前年度からの繰越予算も合わせて、施設の移転整備を進め、10月に新診療所「あえんぼクリニック」を開所し、指定管理により運営を行いました。決算収支は歳入総額が2億5,329万8,431円、歳出総額が2億5,083万8,645円で、歳入歳出差引額は245万9,786円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、決算書179ページ、款15の県支出金3,572万3,000円は、新診療所の整備に関して交付を受けた地域医療介護総合確保基金でございます。

同じく179ページ、款25の繰入金2,344万2,000円は、事業勘定及び財政調整基金からの繰入れでございます。

また、180ページ、款40の町債1億7,850万円は、新診療所整備に伴う借入れでございます。

歳出の主なものといたしましては、181ページ、款5総務費が2億5,07

8万5,110円で、このうち約2億4,000万円は医科診療所移転整備に係る費用で、そのほかは指定管理料やあえんぼクリニック開業に伴う医療従事者確保支援交付金などがございます。

以上が医科の内容でございます。

次に、決算報告書163ページ、歯科診療所における決算収支につきまして御説明申し上げます。

歳入総額が5,140万7,272円、歳出総額が4,511万4,348円で、歳入歳出差引額は629万2,924円となりまして、実質収支額も同額となっております。

受診状況は、決算報告書の164ページでございますが、年間受診件数は3,849件、年間外来者数は5,955人で、新型コロナウイルス感染症予防のため一時期診療を控えた前年度と比較すると、両数とも増加し、これにより年間診療収入も増収となりました。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものは、決算書184ページ、款5の診療収入が4,293万7,525円、185ページ、款25の繰入金153万7,000円でございます。

歳出の主なものは、決算書188ページ、款5の総務費が3,404万7,650円で、人件費及び施設の維持管理費などがございます。また、190ページ、款10の医業費は768万2,913円で、医療に必要な資材費等がございます。

決算書の193ページから195ページには、財産に関する調書を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第55号、令和3年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、168ページからでございます。

令和3年度の学校給食については、日々約1,300食を調理提供する中で、成長期における園児・児童・生徒の健康増進を図り、併せて、望ましい食習慣の形成を図る重要な「食育」の実践の場と位置づけ、教育の一環として取り組んでまいりました。

前2年度の決算においては、新型コロナウイルス感染症により休校や一時期の無償提供など影響を大きく受けましたが、令和3年度においては、影響は大幅に

減少しました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が5,871万4,783円、歳出総額が5,685万1,103円で、歳入歳出差引額は186万3,680円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入でございますが、決算書は199ページでございます。

歳入の主なものといたしましては、款5の給食費負担金が歳入の大部分でございまして、決算額は5,791万21円でございます。

歳出につきましては、全て給食資材費でございまして、201ページ、款5の給食事業費として5,685万1,103円でございます。

以上、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第56号、令和3年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、171ページからでございます。

介護保険の第1号被保険者数は、年度末では3,346人で、うち後期高齢者数は1,508人であります。また、要介護・要支援認定者数は560人であります。

決算収支の状況は、173ページでございますが、歳入総額が10億2,343万1,726円、歳出総額が9億7,315万8,602円で、歳入歳出差引額は5,027万3,124円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、決算書207ページ、款5の保険料が2億6,180万6,578円、款15の国庫支出金が2億278万6,107円、209ページ、款20の支払基金交付金が2億4,124万1,218円、款25の県支出金が1億4,550万706円、210ページ、款35の繰入金で1億3,424万3,559円でございます。

歳出の主なものといたしましては、決算書214ページ、款10の保険給付費が8億7,630万1,998円でございます。

また、218ページ、款11の地域支援事業費は4,803万3,613円でございます。これは、地域包括支援センターの業務による介護予防事業に要した

費用でございます。

続いて、222ページ、款20基金積立金は989万1,558円で、介護給付費準備基金に積立てを行いました。

詳細につきましては、決算報告書の171ページから一般状況を、また、173ページ以降に経理状況を、それぞれ記載させていただいております。また、決算書の225ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第57号、令和3年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、193ページからでございます。

後期高齢者医療制度における被保険者は、75歳以上の全ての人と65歳以上で一定の障がいがあり当制度を選択した人ですが、年度末時点での被保険者数は1,558人で、前年度に比べ35人、率にして2.3%の増となりました。

保険給付や保険料額の決定などは、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町においては保険料徴収を行っておりますが、収納率は99.93%でありました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が1億2,231万3,256円、歳出総額が1億2,192万7,699円で、歳入歳出差引額は38万5,557円となりまして、実質収支額も同額となっております。

続きまして、決算書により御説明申し上げます。

歳入の主なものは、決算書229ページ、款5の後期高齢者保険料が9,661万8,646円、款20の繰入金は2,425万809円で、そのうち2,306万3,203円は保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は232ページでございます。

款5の総務費が119万1,306円で、資格管理及び保険料徴収の事務費でございます。

また、款10の後期高齢者医療広域連合納付金が1億1,952万4,483円で、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

これをもちまして、議第52号から議第57号までの各議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** それでは、ここで決算審査報告をお願いします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** それでは、申し上げます。

令和3年度竜王町歳入歳出決算、並びに竜王町土地開発基金等運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただきます、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和3年度の竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等の運用状況について、審査を実施しました。審査に当たり、諸帳簿の照合、計数の確認並びに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。決算内容については、大きな不用額のある項目も見られましたが、ほぼ適正に運営されているものと見受けました。また、審査を通じて各部署の業務遂行への取組は理解することができましたが、各会計における経費節減に向けた努力については、今後において、さらに分析を行い、具体的な説明をされることを期待いたします。

一般会計は、歳入総額7億4,379万2,000円、歳出総額6億8,726万2,000円でした。歳入歳出差引額は4億5,653万円、実質単年度収支額は4億3,224万6,000円の黒字決算となりました。

特別会計は、5会計合計で、歳入総額2億7,833万2,000円、歳出総額2億4,522万3,000円でした。歳入歳出差引額の合計額は7,380万9,000円となり、前年度比883万8,000円の増加となりました。

財務状況を見ますと、一般会計の財政力指数が0.945となり、令和3年度は再び普通交付税の交付団体となりました。経常収支比率は前年度比8.2ポイント改善し80.0%となりました。この主な要因は、分母においては普通交付税の皆増、法人事業税交付金及び地方特例交付金等の増加、また、分子においてはフルタイムの会計年度任用職員数の減による人件費の減、町債の償還進行による公債費の減少等にあります。

本町においては、算定の分母に当たる経常一般財源における町税の年度間の変

動額が大きいことから、町税収入の動向によっては指標が大きく悪化することも考えられます。一方、経常経費のうちの義務的経費が増加傾向にあると言えます。また、一般会計、直診会計、水道事業会計、下水道事業会計の町債残高の総合計は95億517万円と依然として多額な状況であります。については、町債残高に留意しつつ、経常経費の抑制と、町税をはじめとする経常一般財源の安定化・拡充化の下での戦略的な財政運営が期待されます。

収入未済状況を見ますと、町税や国民健康保険税等において依然として滞納が多いと言えます。初動及び滞納対応等を着実に実施され、収納率の向上を図られるよう期待します。

事務状況を見ますと、伺書については、発送日等の記入漏れが一部で散見されましたが、おおむね改善傾向にあると言えます。また、効率経営の原点とも言える職場の整理整頓についても、改善の兆しが出てきました。整理整頓の定義をいま一度各部署で共有され、この改善傾向を定着されることを大いに期待します。

なお、主任・副主任及び会計年度任用職員の業務分担見直し等については、引き続き研究され、業務の平準化、時間外勤務の平準化を一段と推進され、ワークライフバランスをより一層意識した業務改善に積極的に取り組まれることを期待します。

ところで、平成30年度に表面化した農村下水道使用料徴収問題、また、令和2年度に発現した官製談合防止法違反等の事件については、着実な再発防止策の遂行、「正しい事務処理」の励行をもって、町行政の信頼回復に努められたい。

最後に、行財政改革並びに業務の効率化を図られ、住民福祉の向上に努められることを期待して、審査の意見とします。

**○議長（貴多正幸）** この際、申し上げます。ここで午後2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時30分

**○議長（貴多正幸）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 議第58号 令和3年度竜王町水道事業会計決算認定について**

**日程第19 議第59号 令和3年度竜王町下水道事業会計決算認定について**

**○議長（貴多正幸）** 日程第18 議第58号、令和3年度竜王町水道事業会計決算認定について及び日程第19 議第59号、令和3年度竜王町下水道事業会計

決算認定についての2議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま上程いただきました、議第58号及び議第59号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第58号、令和3年度竜王町水道事業会計決算認定について及び議第59号、令和3年度竜王町下水道事業会計決算認定についてにつきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第4項に基づき議会の認定に付するものでございます。

以上、議第58号及び議第59号について提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 森岡上下水道課長。

**○上下水道課長（森岡道友）** ただいま町長から提案理由を申し上げます、議第58号、令和3年度竜王町水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1ページの令和3年度竜王町水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が3億6,216万4,410円で、このうち仮受消費税は2,739万3,167円でございます。支出でございますが、水道事業費用といたしましては、営業費用、営業外費用を合わせまして、決算額が3億1,174万2,977円で、このうち仮払消費税は1,807万2,029円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債から他会計負担金までを合わせまして、決算額が1億1,445万5,500円でございます。支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が1億7,958万6,742円で、このうち仮払消費税は1,319万1,800円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,513万1,242円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は、542万3,749円の損失となりましたが、営業外収支が4,608万6,469円の利益となりましたので、経常利益として4,066万2,720円でございます。さらに、特別利益が20万1,437円、当年度純利益は4,086万4,157円、これに前年度繰越利益剰余金4,506万3,523円を加え、当年度未処分利益剰余金は8,592万7,680円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

これは、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金8,592万7,680円のうち、減債積立金に1,700万円、建設改良積立金へ2,000万円を積立てさせていただくものでございます。積立いたしますと、翌年度繰越利益剰余金は4,892万7,680円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は27億8,609万4,928円となるものでございます。

次に、9ページに移りまして、負債の部でございます。固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせまして、負債合計は19億3,298万8,906円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は8億5,310万6,022円、したがって、負債資本合計は27億8,609万4,928円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として、注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和3年度竜王町水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく御願いいたします。

続きまして、議第59号、令和3年度竜王町下水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1ページの令和3年度竜王町下水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、下水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして、決算額が5億730万6,762円で、このうち仮受消費税は1,678万5,569円でございます。



す。支出でございますが、下水道事業費用といたしましては、営業費用及び営業外費用を合わせまして、決算額が4億7,609万1,804円で、このうち仮払消費税は932万6,498円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、他会計出資金から分担金までを合わせまして、決算額が2億4,903万2,020円でございます。支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が4億1,037万7,910円で、このうち仮払消費税は960万3,892円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,134万5,890円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は、2億5,127万111円の損失となりましたが、営業外収支が2億6,331万4,057円の利益となりましたので、経常利益は1,204万3,946円でございます。さらに、特別利益が1,057万9,976円、当年度純利益は2,262万3,922円、これに前年度繰越利益剰余金2,561万5,162円を加え、当年度未処分利益剰余金は4,823万9,084円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

これは、竜王町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金4,823万9,084円のうち、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に800万円を積立てさせていただくものでございます。積立いたしますと、翌年度繰越利益剰余金は3,023万9,084円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は87億297万825円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。9ページに移りまして、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせまして、負債合計は、82億4,326万7,538円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は4

億5,970万3,287円、したがって、負債資本合計は87億297万825円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として、注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和3年度竜王町下水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（貴多正幸）** それでは、ここで決算審査報告をお願いします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** それでは、申し上げます。

令和3年度竜王町下水道事業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただきます、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和3年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

令和3年度の営業収益は2億7,613万1,188円、営業費用は2億8,155万4,937円となり、営業利益はマイナス542万3,749円となりました。また、営業外収益は5,843万8,618円、営業外費用は1,235万2,149円、経常利益は4,066万2,720円となり、特別利益を除外した当年度純利益は4,086万4,157円となり、前年度比933万5,067円の大幅な増加となりました。

この主な要因は、営業費用の大幅な減少、特に原水及び浄水費の大幅な減少の結果と言えます。具体的には、令和3年度から県水受水契約における基本水量6,920立方メートルを6,200立方メートルへ変更した成果と言えます。また、前年度比較で年間配水量が3,594立方メートル減、年間有収水量が5,231立方メートル増となり、有収率が91.9%と高水準を維持していること等にあると言えます。職員1人当たりの有収水量、営業収益並びに有収率の状況等から見て、効率性は比較的高いと言えます。引き続き未収金の減少をはじめ、現状の継続を大いに期待します。

本年度の主な工事は、山之上地先他基幹管路布設替工事1億90万1,000円、山之上地先基幹管路布設替その2工事1,699万7,000円等でありました。

昭和57年7月から開始された全町給水の水道事業は、今後においても安心・安全かつ安定的に上水道を供給することが求められます。伴い、基幹管路並びに配水管等の布設替工事については、引き続き計画的に着実に実施されたい。

一方、当該工事等には多額な費用を要するわけですが、企業債残高は10億2,484万1,000円であり、漸増傾向にあります。ついては、この企業債残高にも十分留意しながら、実施されることを期待します。また、水道事業への町民の関心を一段と増大させるとともに、町民に現況等を分かりやすく周知の上、町民の理解の下で事業推進されるよう期待します。

最後に、水道事業の安定供給並びに健全経営に努められることを期待し、審査の意見とします。

続きまして、下水道のほうへ行きます。

令和3年度竜王町下水道事業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

第1、審査の概要及び第2、審査の結果については、お手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見。

令和3年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

当年度の営業収益は1億6,208万1,181円、営業費用は4億1,335万1,292円、営業利益はマイナス2億5,127万111円となりました。また、営業外収益は3億1,807万5,424円、営業外費用は5,476万1,367円で、経常利益は1,204万3,946円となり、特別損益1,057万9,976円を加除した当年度純利益は2,262万3,922円となりました。

なお、別表2「比較損益計算書」から鑑みますと、当年度中における他会計からの補助金は1億6,216万1,000円であり、本補助金及び長期前受金戻入等を含む営業外収益が営業損失を補い、経常利益を計上していると言えます。

当年度の工事としては、建設工事では公共下水道汚水幹線工区その5工事3, 850万4,400円、同その6工事1,808万7,300円、山之上マンホールポンプ設置工事1,373万9,000円等であり、保存工事ではマンホールポンプ修繕業務他295万9,550円でありました。

平成30年度から下水道事業会計は、従前の現金主義・単式簿記の会計方式から、地方公営企業法の財務規定等適用による発生主義・複式簿記の企業会計方式に移行しております。

第2表で、職員1人当たりの有収水量、営業収益、排水管距離等を例示しましたが、各種指標等を用いて事業経営状況の明確化や透明性の向上を図り、今後とも効率的な業務活動に努められたい。また、今年度末の企業債残高は34億7,490万6,886円で、平成25年度末比大幅に減少しておりますが、いまだに多額であります。健全経営に向け、長期的な計画の下に事業推進されることを期待します。

ところで、平成30年度に表面化しました農村下水道使用料徴収問題については、長期的な事業展望の再確認、農村下水道料金算定基準の再確認、再発防止策の着実な実行の下に、通常状態への回復を早期に図られたい。併せて、慣習ではなく、条例・規則に沿った処理に努め、町行政の「信頼」回復に努められたい。

最後に、安定的な下水道事業の継続に向け、広域連携等の研究を含め、経営に努められることを期待し、審査の意見とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第20 議第60号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について**

**日程第21 議第61号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について**

**日程第22 報第2号 令和3年度竜王町健全化判断比率について**

**日程第23 報第3号 令和3年度竜王町資金不足比率について**

○議長（貴多正幸） 日程第20 議第60号及び日程第21 議第61号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2議案及び日程第22 報第2号、令和3年度竜王町健全化判断比率について、並びに日程第23 報第3号、令和3年度竜王町資金不足比率についての2報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第60号及び議第61号

につきまして、提案理由を申し上げます。

議第60号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております大崎五男氏は、令和4年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き大崎五男氏を選任いたしたく、提案申し上げるものでございます。

大崎五男氏は、（個人情報のため、一部秘匿）近江八幡信用金庫、合併後の滋賀中央信用金庫の職員として36年間勤務され、不動産の資産査定など固定資産に関する経験や知識も大変豊富であります。また、平成23年から平成26年まで第21期竜王町農業委員会委員を務められ、特に農地の評価に関し深い見識をお持ちであります。加えて、（個人情報のため、一部秘匿）地域の人望も厚く、温厚・公正な判断の持ち主であり、固定資産の評価に関して適正かつ公平な審査・決定をしていただく竜王町固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期については、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間となります。

次に、議第61号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております布施九藏氏は、令和4年9月30日をもって任期が満了いたします。つきましては、後任として田中秀樹氏を竜王町固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、提案申し上げるものでございます。

田中秀樹氏は、（個人情報のため、一部秘匿）昭和53年に竜王町役場に入庁され、平成25年に退職されるまでの間、建設課都市計画係長、企画課企画調整係長、建設水道課長、住民税務課長、住民福祉主監等の要職を歴任され、固定資産に関することのほか、行政全般にわたり大変豊富な知識及び経験をお持ちの方であります。また、平成29年から令和2年まで第23期竜王町農業委員会委員を務められ、特に農地の評価に関し深い見識をお持ちであります。加えて、（個人情報のため、一部秘匿）地域の人望も厚く、温厚・公正な判断の持ち主であり、固定資産の評価に関して適正かつ公平な審査・決定をしていただく竜王町固定資産評価審査委員会委員として適任であるとと考えておりますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期については、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間となります。

続きまして、報第2号及び報第3号について報告いたします。

報第2号、令和3年度竜王町健全化判断比率について及び報第3号、令和3年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

令和3年度竜王町健全化判断比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額は発生しませんでした。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%であるのに対し、6.3%でありました。将来負担比率につきましては、地方債残高等の将来負担額に対して基金等の充当可能財源が上回ったことにより算定されませんでした。

次に、令和3年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、水道事業、下水道事業いずれの会計についても資金不足額は発生しませんでした。

以上、議第60号及び議第61号、並びに報第2号及び報第3号につきまして提案理由を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 続きまして、報第2号、報第3号について、審査報告をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** 申し上げます。

令和3年度竜王町健全化判断比率審査意見書について御報告申し上げます。

#### 1、審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

#### 2、審査の期日

令和4年8月8日。

#### 3、審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定基礎となる事実を記載した

書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

②連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

③実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は6.3%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

④将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源等の額以下であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上でございます。

続きまして、令和3年度竜王町公営企業会計資金不足比率についての御報告を申し上げます。

1、審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日

令和4年8月8日。

3、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2) 個別意見

水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がなく、引き続き良好な状態にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第22 報第2号、令和3年度竜王町健全化判断比率について、並びに日程第23 報第3号、令和3年度竜王町資金不足比率についての2報告について、質疑がありましたらこれを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第22 報第2号、並びに日程第23 報第3号の2報告について報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第24 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて**

**日程第25 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて**

**日程第26 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて**

**○議長（貴多正幸）** 日程第24から日程第26 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま上程いただきました、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについての3件につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて、議会の御意見を求めるものでございます。

候補者につきましては、今回、令和4年12月31日をもって任期が満了いたします守 快信氏を再度推薦するものでございます。

守 快信氏は、（個人情報のため、一部秘匿）平成20年1月1日から人権擁護委員として5期を経験されており、現在、人権相談業務をはじめ、人権擁護活動を精力的に行っておられます。また、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



なお、任期につきましては、令和5年1月1日から3年間でございます。

次の、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてにつきましては、先ほど申し上げましたことと同様の理由により、議会の御意見を求めるものでございますが、候補者につきましては、甲津美紀子氏を推薦するものでございます。

甲津美紀子氏は、（個人情報のため、一部秘匿）長年、県内小学校で教壇に立たれ、教頭職、校長職を経験されるとともに、熱心に人権教育に携わってこられました。平成29年からは竜王町人権教育啓発講師団の1人として、地域において人権啓発活動を精力的に行ってこられ、人権意識の向上に努めておられます。また、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて御承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、任期につきましては、令和5年1月1日から3年間でございます。

次の、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてにつきましては、先ほど申し上げましたことと同様の理由により、議会の御意見を求めるものでございますが、候補者につきましては、井田里美氏を推薦するものでございます。

井田里美氏は、（個人情報のため、一部秘匿）長年、保育士として勤務され、子どもたちの豊かな心の育成に努められてきました。また、これまでやまびこ作業所に実施を委託していたスプリングスクールやサマースクールでは、指導員として長きにわたり子どもたちの日中活動を支援されたほか、現在は竜王町こども家庭支援員として、支援が必要な家庭に対し、温かく養育支援をされるなど、豊富な経験と知識をお持ちでございます。また、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて御承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、任期につきましては、令和5年1月1日から3年間でございます。

以上、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについての3件につきまして、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第24から日程第26までを一括して質疑がありましたら、これ

を認めることといたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略いたします。

日程第24から日程第26について、それぞれお諮りいたします。

日程第24 人権擁護委員の候補者として守 快信氏を推薦することについて、適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** 御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者として守 快信氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

日程第25 人権擁護委員の候補者として甲津美紀子氏を推薦することについて、適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** 御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者として甲津美紀子氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

日程第26 人権擁護委員の候補者として井田里美氏を推薦することについて、適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** 御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の候補者として井田里美氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 議員派遣について

**○議長（貴多正幸）** 日程第27 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後3時14分